



平成18年5月23日

各 位

会 社 名 沖ウィンテック株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐野勝彦  
(コード番号 1767 東証第二部)  
問 合 せ 先 常務取締役 大島秀介  
( 03-3740-2111 大代表 )

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスの徹底を図る目的により「沖ウィンテック行動規範・コンプライアンスマニュアル」を制定し、当社グループ全員に配付し周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンス統括室担当役員を責任者とする「コンプライアンス連絡会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の策定、教育方針等の審議・検討を行う。
- (3) 「コンプライアンス連絡会」において決定された事項は「コンプライアンス統括室」が具体的な施策を企画・立案・推進する。
- (4) 公益通報に係る規程を制定し、通報・相談窓口を設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・社内規程類に基づき、文書等の保存及び保管を適正に行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業活動に関連して発生しうるリスクに対し「リスク管理規程」に基づき、具体的な対応策の検討・立案を行い、リスクの未然防止と回避、再発防止に努める。
- (2) リスク発生時においては「緊急対策本部」を設置し、これにあたる。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 常務以上の取締役等が出席する常務会、その他重要会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3) 業務執行に当っては、業務分掌規程、権限規程において各人の責任と権限を定める。

**5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 親会社である沖電気工業(株)の定める「沖電気グループ企業行動憲章」に基づき「沖ウィンテック行動規範・コンプライアンスマニュアル」を制定する。
- (2) 当社グループ各社へ「沖ウィンテック行動規範・コンプライアンスマニュアル」を配付するとともに、各社にコンプライアンス担当を置き推進体制を強化する。
- (3) 当社グループ各社の経営管理については、各社毎に事業内容の定期的な報告等と重要案件についての説明を受け、助言指導を行う。

**6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の使用人が必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。

**7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指揮命令の下で職務を遂行するものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価など人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとする。

**8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- (2) 常勤監査役は、取締役会の他に重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会に出席するとともに、重要な書類等を閲覧する。また、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

**9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
- (2) 監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等に立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

以上